

郡山市告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の医療機関から事業廃止の旨届出があった。

令和7年6月4日

郡山市長 椎根健雄

名称	一般財団法人慈山会医学研究所付属 坪井病院
医療機関コード	0312471
所在地	〒963-0197 郡山市安積町長久保一丁目10番地13
廃止年月日	令和7年4月30日